

## 審議会等の会議結果報告

1. 会 議 名	第 13 回松阪市高齢者・障がい者虐待防止ネットワーク 連絡協議会代表者会議
2. 開 催 日 時	平成 31 年 3 月 19 日 (火) 午後 2 時 00 分～午後 3 時 45 分
3. 開 催 場 所	松阪市曾原町 2 6 7 8 番地 ハートフルみくもスポーツ文化センター 会議室
4. 出 席 者 氏 名	別紙参照 出席委員 35 名 欠席委員 15 名 事務局 14 名
5. 公開及び非公開	公 開
6. 傍 聴 者 数	0 人
7. 担 当	松阪市健康福祉部 障がい福祉課 生活支援係 担当者 前川正・扇田・青木 電 話 0 5 9 8 - 5 3 - 4 0 5 6 F A X 0 5 9 8 - 2 6 - 9 1 1 3 e-mail shogai.div@city.matsusaka.mie.jp

### 協議事項

- (1) 虐待件数状況について
- (2) 事例報告と対応について
- (3) 平成 3 0 年度の取り組みについて

### 議事録

別紙

平成 30 年度（第 13 回）

高齢者・障がい者虐待防止ネットワーク連絡協議会代表者会議 事項書

日時：平成 31 年 3 月 19 日(火) 午後 2 時 00 分より

場所：ハートフルみくもスポーツ文化センター会議室

## 議 題

### 1. 松阪市の虐待件数状況について

#### 高齢者支援課【資料 1 - 1】

H29 年度に虐待の通報を受理した件数は前年度より 15 件多い 39 件となり、うち 35 件を虐待の事実が認められたと判断した。

#### 障がい福祉課【資料 1 - 2】

H30 年度に虐待の通報を受理した件数は 22 件、うち 3 件を虐待の事実が認められたと判断した。

- 県への報告はどのようにしているのか？ 1~6 月は 9 件と県の報告はあがっていた。  
⇒ 障がい：施設従事者による虐待のみ報告しており、口頭も含めて 3~4 件、相談も含めて報告している。  
高齢者：厚生労働省へ県を通じて、2 年遅れではあるが、同数を報告している。
  
- 毎年変わらず虐待の件数が増え続けている。例えば飲酒運転に罰金があるように、虐待についてもペナルティーをつけてはどうか？  
⇒ 障がい：障がい者虐待防止法では、本人の救済を目的としており、罰則規定はないのが現状。刑事事件になりうる傷害事件などであれば、警察に対応をお願いしている。  
高齢者：高齢者虐待防止法でも同様のことが言える。  
傷害事件になるようなものは警察に介入してもらっており、そこまで至らないものを虐待として扱っている。
  
- 何かあってから警察が介入し、刑事罰を受けるというのでは遅いのではないか。松阪市から県へ、県から国へ伝えていくべきだと思う。  
⇒ 虐待の早期発見、防止が重要と考えている。そのために今回のような会議に集まっていただいている。通報が増えているのは虐待としての認識が増えているということなので、良いことだと思う。

●経済的虐待が 11 件あるのに対し、成年後見は 0 件である。成年後見には繋がらなかったのか？

⇒高齢者：まずは日常生活自立支援事業に繋げており、その後の判断能力の低下などで成年後見に繋がっている。

障がい：1 件成年後見に繋がっており、今も 1 件対応中である。

## 2. 事例報告と対応について（報告・助言）

### 高齢者虐待【資料 2 - 1】

第二包括より事例報告。

認知症により物忘れがある女性と夫の二人暮らし。昔より夫から本人への言葉の暴力があった。

本人は平成 28 年頃から徐々にもの忘れや理解力の低下がみられるようになった。本人の認知症状がすすみ大事な物をなくしたり同じことを言ったりする行為も増え、夫から本人に対して怒鳴りつける行為がある。

●夫のデイサービスへの意見は？

⇒心配することなく、夫も安心して自宅で過ごせている。

●デイサービスを限度額いっぱい使ったらどうか。

⇒現在週に 2 回の利用である。今後本人や家族の意見も聞きながら対応していく。

●夫は夜間休めているのか、睡眠不足になっていないか？

⇒夫のストレスの原因は本人の失敗によるものなので、夜間は眠れている様子である。

●医者から夫への認知症状に関する説明は行われているのか。

⇒行われているが、夫がなかなか理解できない。

●包括やケアマネジャーなどが診察に同行してみてもどうか。

⇒検討する。

●介護度から、自分でできることも多いと考えられるので、本人のできることや役割を自宅内でも見つけてあげてほしい。

●夫が仕事に行っている間にヘルパーに入ってもらいなどして、きちんと服薬できる環境を作るべき。服薬できていないことがあるのは問題である。

## 障がい者虐待【資料2-2】

障がい福祉課より事例報告。

精神手帳を保持している女性が同居人より暴力や金銭搾取を受けており、警察へ保護を求めた。自宅へ戻る意思はなく、ひどく怯えていたため分離が必要と判断し、一旦息子の家に行った後、医療保護入院となった。その後施設に入居。  
成年後見の申し立ての準備を進めている。

### ①初期対応について

●関わっていくうちに段々と状況が分かってきて入院と判断したので、間違った判断ではない。

### ②成年後見について

- 申立ては適切だと考える。過去のこと、将来のこと、本人の性格を踏まえて成年後見は必要である。
- 本人申立てになると思うが、本人の意思を尊重しなければならない。今言ったことを後々「覚えがない」「頼んでない」と言われることがたまにあるので、丁寧な説明を心がけてほしい。

### ③面会制限について

- 人権を守る為、まずは本人がパートナーに会いたいのか、希望を確認してから対応すべきと考える。高齢者虐待の場合には緊急ショートステイがあるが、障がいではないのか？
- ⇒高齢者と同じように措置などの方法もあるが、障がいの種類や特性があるので、本人が施設に馴染めるのか、施設が受け入れ可能なかを判断する必要があり、慎重に判断しなければならない。また、本人は寂しがりやであり、パートナーに会いたいと思っている可能性もある。そこを踏まえ、成年後見を検討している。

## 3. 平成30年度の市及び包括支援センターの取り組みについて

高齢者支援課【資料3-1】

地域包括支援センター【資料3-2】

障がい福祉課【資料3-3】

## 4. その他